



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

令和7年2月5日
記者発表資料

神奈川県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会は 「SDGs推進協定」を締結しました

連携して県内中小企業の SDGs の取組を支援

県は、SDGs の実現に向け、企業等の SDGs に関する行動を後押ししています。このたび、県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会（以下「協会」という。）は、互いに連携し、中小企業の SDGs の取組を促進することで、さらなる地域の活性化及び産業の振興を図るため、「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

協定内容について

1 県内中小企業への SDGs の普及促進の取組に関すること

県が実施する誰もが取り組みやすい「みんなの SDGs」の審査や、協会が実施する SDGs の初めの一步を促すセミナーの開催など、相互に連携して、県内中小企業の SDGs の普及促進に取り組みます。

2 SDGs に取り組む県内中小企業への支援に関すること

かながわ SDGs パートナーなど、既に SDGs に取り組んでいる県内中小企業に対して、SDGs の取組段階に応じた伴走支援等の提供を通じて、県内中小企業の SDGs に関する取組の更なる加速化を目指します。

3 その他、SDGs の達成に向けた取組に関すること

（添付資料）

資料1 神奈川県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会との SDGs 推進に係る連携と協力に関する協定

資料2 「神奈川県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会との SDGs 推進協定」に基づく主な取組

一般社団法人神奈川県中小企業診断協会について

「多様性を持つ専門家（エキスパート）集団」として、地域社会と産業の振興に貢献することを経営理念に掲げ、中小企業や支援団体に貢献することを活動の目的としています。

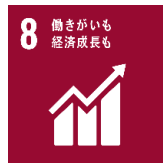
令和4年度から「かながわ SDGs パートナー」として、県内中小企業の SDGs 推進を支援する活動を行っています。

※かながわ SDGsパートナーとは、県が SDGs の取組等を実施している企業・団体等を募集し、登録する制度(令和 6 年 12 月末時点で 1,434 者登録)。パートナーミーティングによるマッチング支援や県ホームページ等での発信などを実施。

(URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs/partner.html>)

《SDGsの推進について》

県では、SDGsの達成に向けて、「かながわ SDGsパートナー」と連携した取組を進めています。



問合せ先

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

企業連携・SDGs推進担当課長 河野 電話 045-285-1052

SDGs推進グループ 増田 電話 045-285-0539

神奈川県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会とのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び一般社団法人神奈川県中小企業診断協会（以下「乙」という。）は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向け、相互に連携して取り組むことにより、地域の活性化及び産業の振興を図るため、以下のとおり、SDGs推進に係る連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、県内中小企業の持続可能な発展と、地域の活性化及び産業の振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）県内中小企業へのSDGsの普及促進の取組に関すること
- （2）SDGsに取り組む県内中小企業への支援に関すること
- （3）その他、SDGsの達成に向けた取組に関すること

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月5日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区尾上町5-80
神奈川中小企業センタービル12階1201号室
一般社団法人神奈川県中小企業診断協会
会長(代表理事) 天満 正俊

「神奈川県と一般社団法人神奈川県中小企業診断協会とのSDGs推進協定」
に基づく主な取組



連携事項と主な取組	
1. 県内中小企業へのSDGsの普及促進の取組に関すること	
・ 協会が実施するセミナーや相談会等のSDGs啓発活動を通じたパートナー登録の推進 ・ みんなのSDGsにおける評価と表彰 ・ 中小企業におけるSDGsの取組の調査と先進事例の広報 ・ 県関連部局との連携によるSDGs施策への協力	
2. SDGsに取り組む県内中小企業への支援に関すること	
・ 「かながわSDGsパートナー」におけるセミナーや交流会など、企画への積極的な参加と協力 ・ 中小企業向けのSDGs活動支援ツールの開発と提供 ・ 中小企業に対するSDGsの取組段階に応じた伴走支援	